

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																				5. 生活保護基準見直しによる必要保護への影響及び対応について					6. 就学援助率								
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. (1)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応					令和4年度								
		(1) 令和5年度当初における必要保護の認定基準(該当するものを○)																				(2) (1)でソ、タ又は子に○をした場合、市区町村生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)					(3) (1)でツに○をした場合、市区町村住民課税最低限度額に掛ける係数(倍率)					(4) (1)で子と回答した場合、その他の基準の内容		(5) 補足事項	
ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村住民税の非課税	ウ. 市区町村住民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. PTA会費、学費等の学納金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服費等は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活保護資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍(194万円)、1.5倍(291万円)等)(係数(倍率)を(2)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍(194万円)、1.5倍(291万円)等)(係数(倍率)を(2)に記入してください。)	チ. 特別支援教育(学級支援)の必要額測定に用いる保護基準額、又は同等基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(2)に記入してください。)	ツ. 市区町村課税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数および目安額を(3)に記入してください。)	テ. その他																	
ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく必要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づき必要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと思われる(必要保護者が保護基準に基づき必要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づき必要保護の認定基準により再認定など)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他																														
20	20	15	15	14	15	14	15	8	6	12	13	8	6	9	13	6	4	5	0	6	15	0	6	1	5	5	1	3	1	0	0	5	5		
鳥取県	鳥取市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3											平成25	8	15%未満	
鳥取県	米子市														○							1.3											平成24	12	25%未満
鳥取県	倉吉市	○	○	○	○	○	○			○	○				○																			15%未満	
鳥取県	境港市	○																																20%未満	
鳥取県	岩美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3											平成28	4	10%未満
鳥取県	若桜町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○						1.3												10%未満	
鳥取県	智頭町	○	○	○	○	○	○			○	○																							20%未満	
鳥取県	八頭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		20%未満
鳥取県	三朝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		20%未満
鳥取県	湯梨浜町		○				○																○												10%未満
鳥取県	琴浦町	○	○	○	○	○	○								○																				15%未満
鳥取県	北栄町	○	○	○	○	○	○			○	○																								15%未満
鳥取県	日吉津村																					1.3											平成30	10	15%未満
鳥取県	大山町																					1.3													10%未満
鳥取県	南部町	○	○	○	○	○	○			○	○											1.3													15%未満
鳥取県	伯耆町	○	○	○	○	○	○	○	○													1.5					○								15%未満
鳥取県	日南町	○	○	○	○	○	○	○	○													1.5					○								10%未満
鳥取県	日野町	○	○	○	○	○	○	○	○																										10%未満
鳥取県	江府町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5													10%未満
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合																					1.3					○						平成24	12	30%未満

